

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、公益社団法人 富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条第2項第2号の規定により公表する。

平成30年11月2日

富山市長 森 雅 志

1 随意契約の内容

(1) 件名

船峯地区センター雪吊雪囲業務委託

(2) 提供を受ける役務の内容

船峯地区センターの雪吊り雪囲い業務

(3) 役務の提供を受ける期間

平成30年11月5日から平成31年3月31日まで

2 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであって、富山市内に所在していること。

3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成30年11月5日

(2) 提出先

市民生活部市民生活相談課

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、公益社団法人富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第2号の規定により公表する。

平成30年11月7日

富山市長 森 雅 志

1 随意契約の内容

(1) 件名

八尾コミュニティセンター分館杉風荘雪囲雪吊設置解体業務委託

(2) 提供を受ける役務の内容

雪囲いと雪吊りの設置並びに解体及び樹木剪定

(3) 役務の提供を受ける期間

平成30年11月9日から平成31年3月22日まで

2 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであって、富山市内に所在していること。

3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成30年11月9日

(2) 提出先

市民生活相談課

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、公益社団法人 富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条第2項第2号の規定により公表する。

平成30年11月7日

富山市長 森 雅 志

1 随意契約の内容

(1) 件名

富山市福沢地区コミュニティセンター雪吊り及び雪吊り外し業務委託

(2) 提供を受ける役務の内容

福沢地区コミュニティセンターの雪吊り業務

(3) 役務の提供を受ける期間

平成30年11月9日から平成31年3月22日まで

2 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであって、富山市内に所在していること。

3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成30年11月9日

(2) 提出先

市民生活部市民生活相談課

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第2号の規定により公表する。

平成30年11月15日

富山市長 森 雅 志

1 随意契約の内容

(1) 件名

富山市八尾おわら資料館樹木雪吊解体業務委託

(2) 提供を受ける役務の内容

樹木の雪吊・解体

(3) 役務の提供を受ける期間

平成30年11月27日から平成31年3月15日まで

2 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであって、富山市内に所在していること。

3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成30年11月22日

(2) 提出先

八尾教育行政センター

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、公益社団法人富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第2号の規定により公表する。

平成30年11月26日

富山市長 森 雅 志

1 随意契約の内容

(1) 件名

感謝状筆耕

(2) 提供を受ける役務の内容

感謝状の筆耕

(3) 役務の提供を受ける期間

平成30年12月4日から平成30年12月11日

2 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであって、富山市内に所在していること。

3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成30年12月4日

(2) 提出先

福祉保健部生活支援課

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第2号の規定により公表する。

平成30年11月19日

富山市長 森 雅 志

1 随意契約の内容

(1) 件名

富山市職員勤続表彰に係る表彰状筆耕委託

(2) 提供を受ける役務の内容

賞状の筆耕

(3) 役務の提供を受ける期間

平成30年12月17日まで

2 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであって、富山市内に所在していること。

3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成30年12月5日

(2) 提出先

企画管理部職員課